武蔵野市

子どもの権利条例

逐条解説

令和５年８月

目　次

はじめに・・・ 1
前　文・・3
第１章　総　則（第１条−第２条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
第２章　保障すべき子どもの権利（第３条−第５条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第３章　子どもの権利を保障するための役割（第６条−第９条）・・・・・・・・・・・・・・・11
第４章　子どもを支える人々への支援（第 10 条−第 12 条）・・・・・・・・・・・・・・・・15
第５章　子どもにやさしいまちづくりの推進（第 13 条−第 20 条）・・・・・・・・・・・・・・17
第６章　子どもの安全と安心の確保（第 21 条−第 26 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第７章　子どもの権利擁護の仕組み（第 27 条−第 29 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
第８章　条例の推進体制（第 30 条−第 31 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
付　則・・38
【参考資料】・・ 39

はじめに

１　武蔵野市子どもの権利条例制定までの経過について

子どもの権利については、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）」が、世界共通の基盤となっています。子どもの権利条約は、平成元（1989）年11月20日に国際連合で採択され、日本は、平成６（1994）年４月22日に批准しました。

その後、国内で子どもの権利に関する基本法は長く存在しませんでしたが、令和５（2023）年４月１日、こども基本法が施行されました。こども基本法には、子どもの権利条約の精神にのっとり国として子ども施策を総合的に推進していくための基本理念などが定められています。また、この基本理念にのっとり地方公共団体がその区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務などについても定められています。

武蔵野市では、令和２（2020）年度から始まった第五次子どもプラン武蔵野に基づき、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指し、令和２（2020）年度の庁内検討会議を経て、令和３（2021）年５月に武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置しました。検討委員会では、令和３（2021）年度には子どもの権利に関する市立学校など子どもに向けたアンケート、市内の子どもに関わる施設の事業視察、子育て支援団体等へのヒアリング、中高生世代の子どもたちとの意見交換、令和４（2022）年度には中間報告をまとめ、武蔵野市によるパブリックコメント手続などを経て、検討委員会報告書を作成しました。

令和４（2022）年９月、武蔵野市に提出された検討委員会報告書を踏まえ、同年11月に、武蔵野市による武蔵野市子どもの権利条例（仮称）素案を公表し、パブリックコメント手続などを実施しました。それらによる市民や子どもたちからの意見を踏まえて更なる検討を加え、令和５（2023）年２月、武蔵野市議会定例会に条例案を提出しました。

武蔵野市子どもの権利条例は、令和５（2023）年３月６日の文教委員会での審査を経て、同月13日の本会議において、賛成多数で可決されました。同月22日に公布され、同年４月１日から施行されました。

２　子どもを取り巻く状況と本条例の意義について

すべての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、すこやかな成長が保障されなければなりません。

しかしながら、現実には、虐待やいじめや事故などで、子どもの命が奪われる、痛ましく目を覆いたくなるような事件が全国で相次いでいます。また、家族構成や就労・経済状況の変化などを背景に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、多様化、複雑化しており、子どもの貧困やいわゆるヤングケアラー※問題といった、新たな課題の存在も全国的に指摘されています。令和４（2022）年は、児童虐待、不登校、子どもの自殺の件数も全国で過去最多となるなど、子どもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけたと指摘されています。また、同年、日本の１年間の出生数は80万人を割り込み、過去最少となりました。

こうした状況に対応するためには、子どもが基本的人権をもつ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提として、学校や家庭、地域など、子どもが関わるあらゆる場面において、子どもの命を守り、育んでいく必要があります。また、支援を必要とする子どもや家庭が、適切なサポートにつながることができる体制が必要です。

これまで、武蔵野市の子どもに関する施策については、武蔵野市の最上位計画である長期計画の分野別の実施計画として策定される子どもプラン武蔵野（５年間の計画期間）において、基本理念や基本的な考え方に、子どもの権利が尊重される社会の実現に向けた考えを示してきました。

武蔵野市子どもの権利条例は、この子どもプラン武蔵野を子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（推進計画）と位置付けました。子どもの権利条約、日本国憲法、こども基本法など様々な関係法令、さらには武蔵野市の長期計画に基づき、武蔵野市の実情に合わせた、子どもに関する施策を総合的に実施していきます。

これにより、子どもが権利の主体として、武蔵野市というまちの一員として安心して暮らすことのできる子どもの権利が尊重されるまちを、子どもの声に耳を傾けながら、市民とともにつくっていきたいと考えています。

※ヤングケアラーについて P24 の解説参照

前　文

本条例では、前文をおいています。前文は、条例の基本的な考え方やメッセージを表す部分のことです。

すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があります。

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもは、どのような理由によっても差別されず、安心して他の人々とともに生きることができるよう、その権利と尊厳が守られます。

子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切です。子どもには幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感が高められることが重要です。

子どもが暮らし、育つまちは、その一員である子どもにやさしいまちであるべきです。

武蔵野市は、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し、この条例を定めます。

そして、次に掲げる子どもたちのことばが実現できるまちを目指します。

「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます。

わたしたちは、平和に生活することができ、さらに豊かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちは、おとなと同じように意見を言い、話し合うことができます。

わたしたちは、自分らしく生きるために、自分で考えて行動することができます。自分の夢を、自由に考えて決めることができます。

そのためには、わたしたちだけではできないこともあり、おとなの協力や支援が必要です。

未来の社会をつくるわたしたちは、知りたいことを学び、十分な教育を受けることで成長できます。

わたしたちは、不安に感じたり、なやんだり、困ったりしたときに、信頼できる人がいる場所で、相談したり、助けを求めたりすることができます。

おとなと子どもは、お互いの権利を理解し尊重し合うことで、それぞれの権利を守ります。

また、わたしたち子どもは、お互いを尊重し合って行動することができます。

わたしたちは、自分自身のことを大切に思い、幸せを感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの願いが届くようなまちであることを望みます。」

【解説】

○すべての子どもには、ひとりの人間としての権利があることを示しています。ここで言う「権利」とは、人としての「人権」のことです。

○子どもは、その一人ひとりがそれぞれ個性をもった、かけがえのない存在であることを示しています。また、すべての子どもは、子ども自身やその

親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況など、どのような理由でも差別されないよう、あるいは、保護者や家族、友だち、学校などの施設の人、地域の人など、子どもにかかわる人とともに、安心して生きることができるよう、その権利と尊厳が守られることを示しています。

○子どもの権利条約第 12 条では、「意見を表す権利」が定められていますが、子どもが自分の意見を自由に表明できるための前提として、子どもは、その気持ちや願いを尊重され、愛されて育つことが大切であることを示しています。「気持ち」や「願い」とは、「意見」として言葉に発せられる前の、しぐさや表情なども含まれるでしょう。

○日本国憲法第 13 条では、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が定められていますが、子どもにも同じように幸せに生きる権利があり、より良く生きるための幸福感（ウェルビーイング）が高められることが重要であると示しています。ウェルビーイングとは、Well（よい）と Being（状態）が組み合わさった言葉で、心身ともに満たされた状態を表す概念です。ウェルビーイングは、「身体的」に良好で健康な状態という狭い概念だけでなく、「身体的」、「精神的」、「社会的」にも良好な状態という広い概念を表しています。また、一時的、瞬間的に良好かどうかではなく、持続的に良好である状態を表す概念です。

○子どもは、武蔵野市というまちの一員として暮らし、育ちます。武蔵野市は、まちの一員である子どもにやさしいまちを目指すこと、また、子どもの権利条約に基づき、市民とともに、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指して本条例を定めることを示しています。

○また、前文に「子どもたちのことば」を掲げています。この「子どもたちのことば」が実現できる子どもにやさしいまちを目指すことを掲げることで、本条例の権利の主体が子どもたちであることを示すとともに、武蔵野市が、子どもの気持ちや願いを尊重しながら、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指すことを明らかにしています。

○この「子どもたちのことば」は、令和３（2021）年度中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ 2022 春」に参加した子どもたちから、「様々な人との関わりの中で、私たちらしい毎日を送るために大切なこと」について聴いた意見や、検討委員会中間報告に対する子どものパブリックコメントでの意見など、たくさんの子どもたちの意見を参考にしています。最終的な文章は、令和４（2022）年度「Teens ムサカツ」実行委員の子どもたちで考えました。

第１章　総　則

第１章では、本条例の目的や言葉の意味について規定しています。

（目的）

第１条　この条例は、児童の権利に関する条約（平成６年条約第２号。以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため、市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を明らかにするとともに、権利の主体である子どもが家庭、育ち学ぶ施設、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的とします。

【解説】

○第１条では、本条例の目的について規定しています。

○本条例における子どもの権利の考え方は、子どもの権利条約に基づいています。そのほか、日本国憲法その他関連する法令などに基づいて、現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障します。

○武蔵野市、市民、保護者および育ち学ぶ施設の役割を定めるとともに、権利の主体である子どもがまちの一員として安心して暮らし、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的としています。

＜子どもの権利条約とは？＞

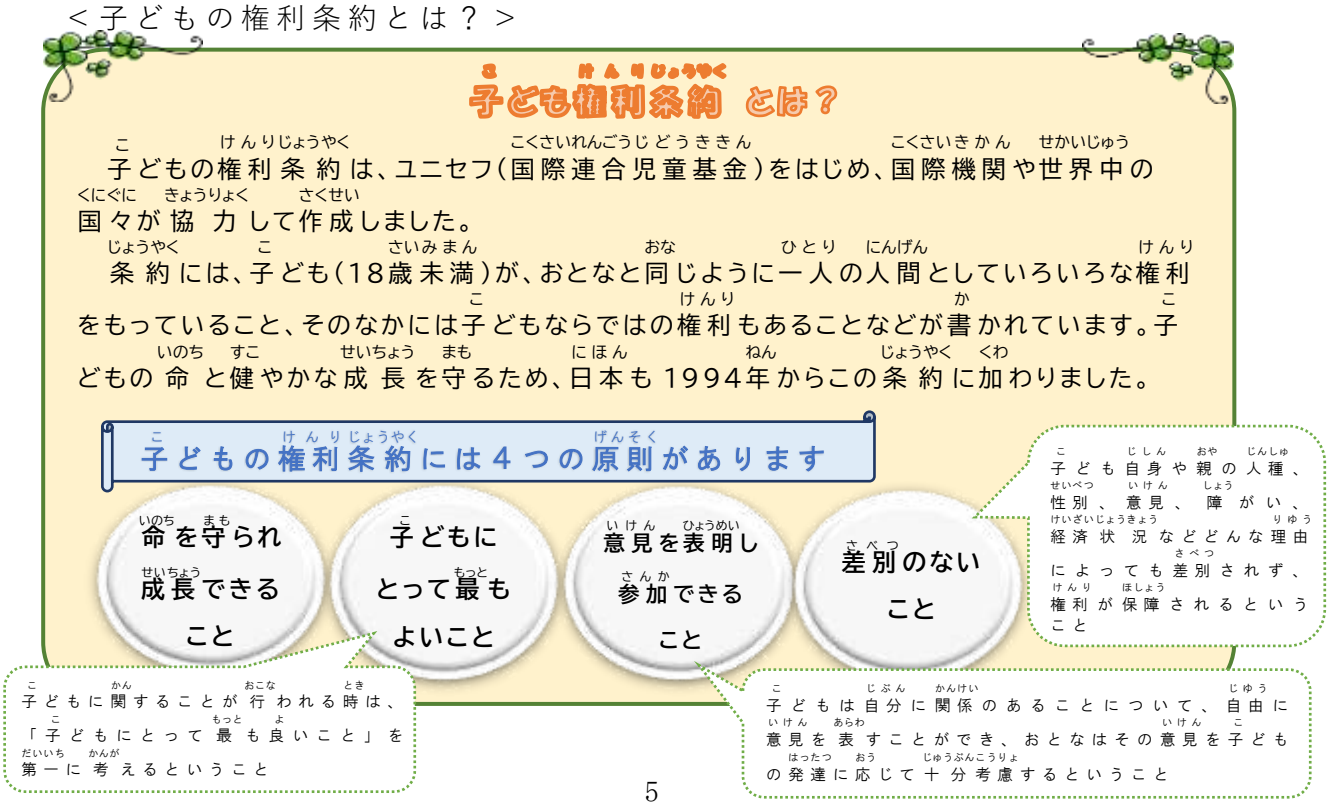

（言葉の意味）

第２条　この条例において、次に掲げる言葉の意味は、その言葉の後に説明されているとおりです。

(1) 市　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および市議会をいいます。

(2) 市民　武蔵野市の区域内（以下「市内」といいます。）に住所を有する者、市内にある育ち学ぶ施設に在籍する者、市内にある事務所または事業所に勤務する者および市内にある事務所または事業所において事業活動その他の活動を行う者または団体をいいます。

(3) 子ども　18歳未満の市民（団体を除きます。）その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者をいいます。

(4) 保護者　子どもを現に養育する親と里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(5) 育ち学ぶ施設　市内にある、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校（以下「学校」といいます。）その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

【解説】

○第２条では、本条例で使用する「市」、「市民」、「子ども」、「保護者」および「育ち学ぶ施設」の言葉の意味について規定しています。

○「市」および「市民」の定義については、原則として、武蔵野市自治基本条例（令和２年３月武蔵野市条例第２号）に基づき記載しています。

○「市民」は、武蔵野市に住んでいる人だけでなく、市内にある育ち学ぶ施設に通っている人、市内の事務所などで働いている人、市内の事務所などで事業活動をする人や団体も含まれます。

○「子ども」の定義における「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者」としては、例えば 18 歳になった高校生のように、育ち学ぶ施設に在籍する 18 歳以上の人、児童養護施設を 18 歳で退所した後の支援が必要な人などが考えられます。

○「育ち学ぶ施設」には、市内にある、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、児童養護施設、児童館、放課後子供教室（あそべえ）、学童クラブ、地域子育て支援拠点事業を行う施設などが該当します。

第２章 保障すべき子どもの権利

第２章では、武蔵野市の子どもにとって特に大切なものとする子どもの権利、子どもの権利の普及啓発および子どもの権利を学ぶ機会の保障について規定しています。

（子どもにとって大切な子どもの権利）

第３条　子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げる子どもの権利は、特に大切なものとして保障されなければなりません。

(1) 安心して生きる権利
(2) 自分らしく育つ権利
(3) 遊ぶ権利
(4) 休息する権利
(5) 自分の意思で学ぶ権利
(6) 自分の気持ちを尊重される権利
(7) 意見を表明し、参加する権利
(8) 差別されずに生きる権利

【解説】

○第３条では、子どもの権利条約に基づき、子どもが権利の主体として子どもの権利が保障されることや本条例で特に大切なものとする子どもの権利について規定しています。

○権利の主体は、子どもです。

○本条例では、「安心して生きる権利」、「自分らしく育つ権利」、「遊ぶ権利」、「休息する権利」、「自分の意思で学ぶ権利」、「自分の気持ちを尊重される権利」、「意見を表明し、参加する権利」および「差別されずに生きる権利」の８つの権利を挙げています。

○子どもの権利については、子どもの権利条約に世界共通の定めがあります。本条例で「子どもの権利」という場合、子どもの権利条約に定められた権利全般を指します。本条例に掲げる８つの権利も、武蔵野市が定めた新しい権利ではなく、子どもの権利条約に基づいた権利です。

○権利には相互尊重の原則があります。子どもは、自分の権利だけでなく、他の人の権利についても同じように大切にする必要があります。

(1) 安心して生きる権利（子どもの権利条約第 6 条ほか）

「安心して生きる権利」とは、子どもが助けを求めることができる、必要な医療を受けることができる、健康的な生活および社会環境を確保される、いじめを受けないなど、子どもの安全が確保され、安心して生きることができることをいいます。

(2) 自分らしく育つ権利（子どもの権利条約第 6 条ほか）

「自分らしく育つ権利」とは、子どもが自分の意思を尊重されながら、社会で自立して生きるための能力を身に付けることができる、子どもの個性を最大限に生かすなど、子どもが自分らしく育つことができることをいいます。

(3) 遊ぶ権利（子どもの権利条約第 31 条）

「遊ぶ権利」とは、子どもが文化や芸術に親しんだり、遊びを通じて社会で生きていくために欠かせない力を得ることができる、年齢や発達に応じ適した環境でやってみたいことにチャレンジできるなど、子どもが遊ぶことができることをいいます。

(4) 休息する権利（子どもの権利条約第 31 条）

「休息する権利」とは、子どもが身体的、精神的な回復のために十分な場所や時間を得ることができる、休息を必要とする場合に自分らしく自由に時間を過ごすことができるなど、子どもが休むことができることをいいます。

子どもが理由を言わずに休みたいと言ってきた場合には、その本意をくみ取り、子どもの気持ちに向き合う必要があります。

(5) 自分の意思で学ぶ権利（子どもの権利条約第 28 条ほか）

「自分の意思で学ぶ権利」とは、子どもが学ぶ機会を平等に得たり、学びたい気持ちを表明し、その意見が尊重されること、日常生活の中で多くのことを学ぶことができるなど、子どもが自分の意思で学ぶことができることをいいます。

(6) 自分の気持ちを尊重される権利（子どもの権利条約第 12 条ほか）

「自分の気持ちを尊重される権利」とは、子どもが乳幼児期からその意思、願いを聴いてもらえる、自分の将来を自分で主体的に選択できるなど、子ども自身の気持ちが尊重されることをいいます。

(7) 意見を表明し、参加する権利（子どもの権利条約第 12 条）

「意見を表明し、参加する権利」とは、子どもが自由に意見を言えること、またその意見が尊重されること、おとなと対等に社会参加することができることをいいます。

(8)差別されずに生きる権利（子どもの権利条約第２条）

「差別されずに生きる権利」とは、子どもが子どもであること、外国にルーツをもつこと、障害があること、性や、その出自、または子ども自身の考え方や発言内容などの理由によって、直接的、間接的であっても差別を受けることなく、ほかの人々とともに生きていくことができることをいいます。

＜子どもにとって大切な子どもの権利＞

＜子どもの権利条約４つの権利と武蔵野市子どもの権利条例８つの権利＞

武蔵野市子どもの権利条例の第３条に規定する、「子どもにとって大切な子どもの権利」は、子どもの権利条約に定められている権利に基づいています。子どもの権利条約に定められている権利は、大まかに４つに分けることができます。

生きる権利

すべての子どもが、医療が受けられるなど、命を守られること。

育つ権利

勉強したり友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。

守られる権利

戦争に巻きこまれず、暴力やつらいこと、苦しいことから守られること。

参加する権利

自由に意見を表したり、グループを作ったりできること。

武蔵野市が特に大切にする８つの権利は、この４つの権利の中の、どの権利に含まれるか、考えてみましょう。

（子どもの権利の普及啓発）

第４条　市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者および市職員に対し、子どもの権利の普及啓発を行います。

２　市は、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、武蔵野市子どもの権利の日を定めます。

３　武蔵野市子どもの権利の日は、11月20日（国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日）とします。

【解説】

○第４条では、子どもの権利に関する普及啓発について規定しています。

○武蔵野市は、子どもの権利について、市民の理解を深めていくために普及啓発を行わなければなりません。

○武蔵野市は、市報、ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのＳＮＳ、子どもの権利に関するリーフレットなど多様な方法により、子どもの権利についての普及啓発に努める必要があります。

○本条例を形だけのものとせず、広く市民に知ってもらえるよう、毎年 11 月 20 日を武蔵野市子どもの権利の日と定め、子どもの権利に関する普及啓発の取組を行います。11 月 20 日は、昭和 29（1954）年に国際連合が制定した「世界子どもの日」です。「子どもの権利宣言」と「子どもの権利条約」は、いずれも 11 月 20 日に国際連合総会で採択されています。

（子どもの権利を学ぶ機会の保障）

第５条　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが子どもの権利を知り、自分と他の人の権利の大切さについて主体的に学ぶ機会を保障します。

【解説】

○第５条では、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障することについて規定しています。

○子どもは権利の主体として、子どもの権利を知る権利があります。武蔵野市および育ち学ぶ施設はそのための機会を確保する必要があります。

○子どもは、自分の権利について学ぶことで、ほかの人の権利の大切さを感じ、尊重することを学ぶことができます。

○権利学習においては、子ども自身の自主的、主体的な活動を通じて権利の大切さに気づき、理解を深めることができるような機会も必要です。

第３章　子どもの権利を保障するための役割

第３章では、子どもの権利を保障するため、武蔵野市、市民、保護者および育ち学ぶ施設それぞれの役割について規定しています。

（市の役割）

第６条　市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

【解説】

○第６条では、子どもの権利を保障するための武蔵野市の役割について規定しています。

○武蔵野市は、子どもの権利保障のために、教育、福祉、保健、医療、環境などに関する子ども施策を総合的に推進していく必要があります。また、乳幼児期からおとなになるまでの切れ目のない支援を継続的に実施していく必要があります。

○武蔵野市は、子どもに関する施策を実施するにあたり、市民、保護者および育ち学ぶ施設との連携に努める必要があります。

○こども基本法第５条では、地方公共団体の責務が規定されています。「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

（市民の役割）

第７条　市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。

２　市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努めます。

３　市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。

４　事業者（市民のうち、市内で事業を営む法人その他の団体と個人をいいます。）は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。

【解説】

○第７条では、子どもの権利を保障するための市民の役割について規定しています。

○子どもにやさしいまちをつくるためには、一人ひとりの市民が、子どもが地域と関わりをもって育つことの大切さを認識し、子どもたちを地域全体で見守り、育てていくという意識をもつことが大切です。

○市民は、武蔵野市が実施する施策について、可能な範囲で協働して、地域社会全体で子どもを支えていくよう努める必要があります。

○本条例では、事業者は市民に含まれます。事業者は、事業活動を行う中で、子育てしながら仕事ができる就業・雇用環境をつくるよう努めることが規定されています。

○こども基本法第７条には国民の努力が規定されています。

「国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。」

○こども基本法第６条には、事業主の努力が規定されています。

「事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。」

（保護者の役割）

第８条　保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。

【解説】

○第８条では、子どもの権利を保障するための保護者の役割について規定しています。

○保護者には、子育てにおける「第一義的責任」がありますが、子育てに不安や負担を感じる場合などは、必要な支援を受けることができます。重要なのは、子育ての中心的な役割を担っている保護者への支援を充実させることです。

○子どもは、家庭的な環境の中で、幸福を感じながら育つ必要があります。保護者はそのような環境を整えるよう努めることが大切です。

○保護者は、その「子育て」において、子どもを信頼し、子どもが自分の意思と力で育つ「子育ち」を支えていく役割を果たすことが大切です。

○保護者は、体罰、暴言または過剰な叱責やネグレクトをはじめとした虐待などにより子どもの尊厳を傷つけることのないよう、子の人格を尊重し養育を行わなければなりません。

○令和４（2022）年 12 月に民法の一部が改正され、懲戒権の削除、体罰や、健全な発達に有害な言動の禁止などが定められました。

○改正民法には、親権者が子の利益のために監護・教育の権利を有し義務を負う（820 条）ことを前提として、新たに「子の人格の尊重等」を規定する条文が付け加えられました（821 条）。

「親権を行う者は、前条（820 条）の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」

（育ち学ぶ施設の役割）

第９条　育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。

【解説】

○第９条では、子どもの権利保障における育ち学ぶ施設の役割について規定しています。

○育ち学ぶ施設は、子どもが育ち、学ぶための環境を整えるとともに、子どもが安心して通える居場所、子どもの権利の学習機会および子どもの参加の機会などの提供をはじめとした、子どもの権利保障のための取組を促進します。

○育ち学ぶ施設は、武蔵野市、市民および保護者と子どもの権利保障に必要な連携に努めます。

○育ち学ぶ施設のルールが子どもの権利を侵害してはなりません。また、指導の名目で権利侵害をすることは許されません。

○常に自らの施設の取組や行為が子どもにどのような影響を与えているか振り返り、改善していこうとする姿勢が大切です。改善する際は子ども自身や保護者の声を十分聴いていくことも大切です。

＜子どもの権利を保障するためのそれぞれの役割＞

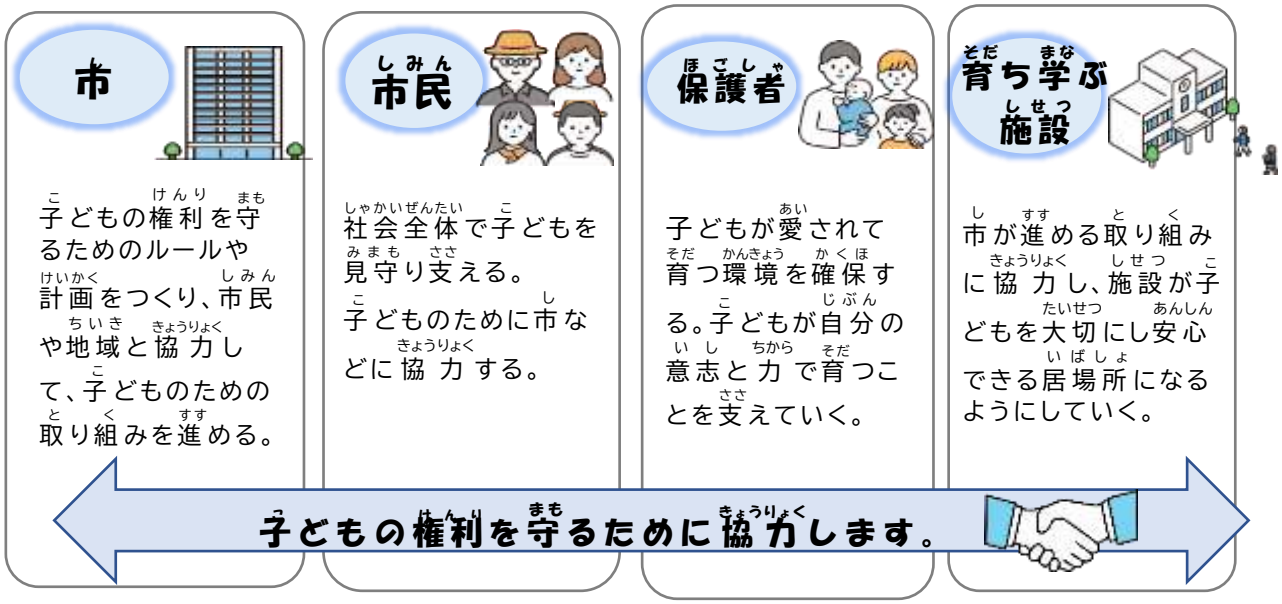

第４章　子どもを支える人々への支援

第４章では、第３章に規定するそれぞれの役割を果たせるよう、保護者と家庭、育ち学ぶ施設および市民活動に対して、武蔵野市が支援を行うことについて規定しています。

（保護者と家庭への支援など）

第10条　市は、保護者が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

２　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが家庭内で年齢に合わない過度な責任または役割を負わされること、子どもとして必要なものが与えられないことなどの理由により子どもの権利を侵害された状況におかれることのないよう、子どもと家庭へ必要な支援と啓発を行います。

【解説】

○第10条では、保護者および家庭への支援について規定しています。

○武蔵野市は、保護者の子育てにおける負担を軽減するため、経済的支援のほか、必要な子育て支援サービスの提供を行います。

○武蔵野市は、保護者が子育てや家庭での教育について必要なことを学ぶための支援を行うとともに、地域において孤立することのないよう、子育てひろばなど、保護者が安心して相談でき、集える場の提供に努めます。

○武蔵野市は、保護者が子どもの養育の困難に直面したときに、抱え込まずに相談できるような体制を整備します。

○本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの状況（いわゆるヤングケアラー※）または子どもとして本来必要なものが与えられない状況（いわゆる子どもの貧困）など、家庭における様々な問題に対して、武蔵野市は、子どもの権利を守るため、子どもや家庭への支援や啓発を行う必要があります。

○こども基本法第３条第５号には、基本理念のひとつとして、保護者や家庭への支援などについて規定されています。

「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的な責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。」

※ヤングケアラーについて P24 の解説参照

（育ち学ぶ施設への支援）

第11条　市は、育ち学ぶ施設における子どもの権利を保障するための取組に対し、必要な支援を行います。

2　市は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高めるための研修と研究に自主的に取り組むことができるよう、必要な支援に努めます。

3　市は、育ち学ぶ施設の関係者が働きやすい環境を整えることができるよう、必要な支援を行います。

【解説】

○第11条では、育ち学ぶ施設への支援について規定しています。

○子どもの権利を保障し、幸福感（ウェルビーイング）を高めるためには、育ち学ぶ施設が必要な環境を整えていくことが重要です。武蔵野市は、育ち学ぶ施設の主体性が損なわれることのないよう尊重しつつ、人材育成や、財政的な支援に努める必要があります。

○育ち学ぶ施設の職員は、子どもの成長に深く関わる存在です。職員が働きやすい環境を整えることは子どもにとっても重要です。そのため、武蔵野市は、施設における労働環境の整備のほか、必要な専門職の派遣や、職員が職務上の悩みについて安心して相談できる体制の整備などに努める必要があります。

（市民活動への支援）

第12条　市は、市民による子どもの権利を保障するための活動に対し、必要な支援に努めます。

【解説】

○第12条では、市民が行う子どもの権利保障に関する活動への支援について規定しています。

○武蔵野市は、子どもの権利保障のための市民の活動に対し、助言、広報、助成などの必要な支援を行うよう努めます。

○武蔵野市は、子どもの権利保障のため、市民活動を行う人や団体との連携に努める必要があります。　また、子どもの権利についての共通認識をもつよう努める必要があります。

第５章　子どもにやさしいまちづくりの推進

第５章では、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する内容について規定しています。

（自分らしく居られる場所）
第13条　市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。
２　市と市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます。
３　市は、子どもが休息を必要とする場合に育ち学ぶ施設の活動その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことについて、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます。

【解説】
○第13条では、子どもが自分らしく居られる場所について規定しています。
○子どもが安心して生きる権利、自分らしく育つ権利などを保障していくために、子どもにとって身近な地域で子どもが安心して、自分らしく居られる場所が必要です。
○子どものための地域の施設だけではなく、家庭や育ち学ぶ施設、様々な地域活動の場が、子どもにとって安心できる居場所となっていることが重要です。
○武蔵野市は、一人ひとりの子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりを支援するために、これを推進する活動を行う者、団体への経済的、人的支援および活動場所の確保に努める必要があります。
○子どもは、身体的、精神的な回復のために休息する権利があります。自分らしく過ごすことのできる居場所は、こうした休息のために利用することができます。
○子どもは、休息を必要とする場合に、自分の意思で休息をとり、多様な居場所で過ごすことができます。
○置かれた状況や発達段階によって、子どもは、なぜ自分が休息をとりたいのか、うまく表現できないことがあるかもしれません。そのときに、子どもが安心して休息できるよう、また、その意思や思いを伝えられるよう、保護者や育ち学ぶ施設の職員が常日頃から信頼関係を築くことが大切です。
○子どもが安心して休息するためには、保護者や育ち学ぶ施設、地域が、子どもにとって大切なことは何かを第一に考えて、子どもの意思を尊重し、

一緒に考え理解しようとすることが大切です。

（年齢、発達などに応じた居場所）

第14条　市は、子どもの年齢、発達などに応じた遊びと育ちのための専用の居場所の確保とその居場所において支援を行う人材の育成に努めます。

2　市は、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所づくりを推進します。

3　市と市民は、子どもの利用する公共施設において子どもとおとながお互いを尊重しながら居場所をともに利用できるよう、工夫に努めます。

4　育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設が子どもの年齢、発達などに応じた居場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる環境の整備に努めます。

【解説】

○第14条では、子どもの年齢や発達などに応じた居場所の整備について規定しています。

○子どもにとって、遊びは最も大切なことの一つです。子どもの遊ぶ権利を保障できるような環境づくりが必要です。

○市内には、子ども専用の居場所として、地域子ども館、児童館、プレーパーク、武蔵野プレイス青少年フロアなどがあります。

○中高生世代の子どもは、受験や家族関係などによる緊張にさらされやすい時期と言えます。学校や家庭だけでなく、中高校生世代が安心して集うことのできる地域の居場所が必要です。

○市内には、子どもとおとながともに利用する居場所として、０１２３施設、児童館その他の地域子育て支援拠点事業を行う施設や、コミュニティセンター、図書館をはじめとした各種公共施設などがあります。

○地域子育て支援拠点事業を行う施設をはじめとした、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所は、子どもの健全な育ちと保護者の子育てに係る情報共有や安心感をもつことや負担感や不安感の軽減につながります。

○上記以外の、コミュニティ施設、社会教育施設その他の地域の施設においても、子どもの意思を尊重し、子どもとおとながともに利用できる工夫がなされることが望ましいと言えます。

○学校などの育ち学ぶ施設では、すべての子どもが安心して学び、過ごせることが重要です。様々な困難を抱えた子どもも含めて、すべての子どもがその尊厳を尊重されながら、学ぶ権利、遊ぶ権利、自分らしく育つ権利などが確保されることが大切です。

（多様な学びの場）

第15条　市は、何らかの理由により学校に通うことのできない子どもが自らの社会的自立を目指し、自らに適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます。

2　市は、学校以外の多様な学びの場においても、子どもが安心して学ぶことができるよう、環境の整備と子ども一人ひとりの状況に応じた支援を行うよう努めます。

【解説】

○第15条では、多様な学びの支援について規定しています。

○何らかの理由により学校に通うことのできない子どもの教育機会の確保のため、多様な学びの場を拡充していくことが求められています。

○学校外の多様な学びの場においても、子どもが将来に不安を感じることなく、安心して学ぶことができるよう環境整備や適切な学習活動が重要です。

○学校外の多様な学びの場の拡充においては、スクールソーシャルワーカーなどの協力や、様々な地域活動やフリースクールを含めた民間団体との幅広い連携の下で、それらのネットワークにより推進することが重要です。

○学校に通えない子どもの意思を尊重し、教育の機会を確保するとともに、子どもの社会的自立のため、オンラインの活用や居場所づくりなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。

（子どもからの相談）

第16条　市は、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて困りごと、不安に感じることなどを気軽に話すことができるよう、多様な相談の場づくりを推進します。

2　市は、子どもから直接、相談を受けることのできる窓口を設けます。

3　育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めます。

4　市は、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、多様な相談の場と関係機関との連携体制の整備に努めます。

5　市は、暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けている子どもが安心して相談することができるよう、適切な相談手段の整備、子どもへの子どもの権利の学習の推進および虐待などに気づくことができる支援者の育成に努めます。

6　子どもからの相談を受けた者は、その相談に関する秘密を守らなければなりません。

【解説】

○第16条では、子どもからの相談について規定しています。

○子どもは、身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることなどを他の人に相談することがあります。武蔵野市は、市民と連携して、そのような、子どもが気軽に話せる関係づくりができる場所を用意するように努める必要があります。

○また、ここでいう「子どもから直接、相談を受けることのできる窓口」として、「武蔵野市子どもの権利擁護委員」および「相談・調査専門員」が挙げられます（第７章参照）。

○子どもとの関係づくりの際は、例えば意思を伝えられない乳幼児の気持ちをくみ取ったり、受け止めたりするなど、支援者が子どもの気持ちをくみ取ることも大切です。

○障害のある子どもや外国にルーツをもつ子どもなど、言葉による相談がしづらい子どもも相談しやすいような環境づくりが必要です。

○学校における相談は、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理・福祉職との協力のもとで実施していくことが重要です。

○学校での相談活動については、子どもに分かりやすく伝えるとともに、安心して相談できる環境を整備する必要があります。

○子どもからの相談を受けた者が、子どもを適切な支援、救済につなぐためには、日頃から、関係機関同士の連携体制が構築されていることが重要です。

○暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けて誰にも相談できない子どもが助けを求められるように、子どもの権利学習を推進することが必要です。

○暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けて誰にも相談できない子どもが、助けを求められずに苦しんでいることを察知して、権利救済につなぐ支援者の育成が必要です。

○暴力、虐待、体罰、いじめなどを受けている子どもが安心してつながるための相談手段として、インターネットを利用したチャットやメール、ＬＩＮＥなどの活用が考えられますが、武蔵野市はその時々の状況に応じて、多様な相談手段を用意するよう努める必要があります。

○子どもからの相談内容については、本人の同意なく、他の人に共有しないよう配慮しなければなりません。支援者の間などで情報共有が必要な場合は、子どもの意思と子どもへの守秘義務を尊重しつつ、必要な情報共有に努めます。

（子どもの意見表明）

第17条　子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。

2　子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。

3　子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します。

4　市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。

5　市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます。

6　市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。

7　市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。

【解説】

○第17条では、子どもの意見表明について規定しています。

○子どもには、自由に自分の意見を表明する権利があります。

○武蔵野市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明したことによる不利益を受けないよう配慮します。

○不利益とは、表明した意見が無視をされたり、子どもの意見を「わがまま」とか「たかが子どもの意見」とぞんざいに扱われたりすることなども含まれます。表明した意見が、すべてそのとおりにならないことは不利益を受けることと同じではありません。

○権利には、相互尊重の原則があります。子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見についても大切にし、尊重しなければなりません。

○武蔵野市、市民および育ち学ぶ施設は、その意見を子どもの年齢および発達に応じて十分尊重し、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。

○乳幼児、障害のある子ども、外国にルーツのある子どもその他自分でうまく自分の意思を伝えられない子どもについては、身近な保護者や支援者が、その子どもの思い、気持ちをくみ取ることを通して、その意思を代弁することが必要です。

○子どもの意見表明の権利を保障するためには、子どもの意思の形成の支援、意思の代弁まで行うことが必要な場合があります。武蔵野市は、こうした支援を行う人材の育成に努める必要があります。

（子どもの参加）

第18条　子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。

2　市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときはおとなと同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。

3　市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します。

4　市民と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。

5　市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。

6　育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れることまたは子どもが参加することもしくは決定に関わることができるよう努めます。

7　市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。

【解説】

○第18条では、子どもの参加について規定しています。

○子どもには、市民として武蔵野市の政策、まちづくりに意見を述べ、参加することができます。

○子どもが市政への意見を表明する多様な仕組づくりとしては、子どもを構成員とする「子ども会議」や「子どもワークショップ」などの開催のほか、検討委員会などへの市民委員としての参加、アンケート調査、インタビューの実施、意見箱の設置などが考えられます。

○子どもが社会参加を行うためには、子どもが参加しやすい環境を整える必要があります。市民や育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが社会参加に協力するよう努めます。

○子どもが社会参加の楽しさや大切さを味わうためには、参加の場でのファシリテーションを行うなど、主体的な関わりを促進する支援者が必要です。武蔵野市ではそうした人材の育成にも努める必要があります。

○育ち学ぶ施設は、その施設の運営や活動に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加し、決定に関わったりすることができるよう努めます。

○子どもの権利を保障する観点からは、育ち学ぶ施設の運営に、子ども自らがその一員として参加することが重要です。武蔵野市は、子どもが施設などの構成員として運営に意見表明または参加できる仕組みづくりを推進するよう努めます。

○例えば、子どもが参加する行事や育ち学ぶ施設の決まりなどに対して子どもの意見表明や参加する仕組みづくりが考えられます。

（子ども一人ひとりに合わせた支援）

第19条　市は、子どものおかれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行うよう努めます。

2　市は、市民と育ち学ぶ施設の関係者が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができるよう、必要な支援に努めます。

【解説】

○第19条では、個別の状況に応じた子どもへの支援について規定しています。

○武蔵野市は、外国にルーツをもつ子どもが、学習その他の支援を必要とする場合、その文化的なアイデンティティを尊重しつつ、その子どもに合わせた支援を行うよう努める必要があります。

○武蔵野市は、障害のある子どもが、尊厳をもって、地域でともに生きていくことができるよう、必要な支援体制を整備するとともに、子どもへの合理的配慮を提供をする必要があります。

○武蔵野市は、性自認、性的指向などについての啓発に努め、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ＋）の子どもと保護者が差別を受けないよう配慮するとともに、必要な相談体制の整備に努める必要があります。

○武蔵野市は、本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（いわゆるヤングケアラー※）、子どもとして本来必要なものが与えられない貧困の状況にある子どもなど、家庭における様々な困難を抱えた子どもに対して、必要な支援を行うよう努める必要があります。

○そのほか、一人ひとりの子どものニーズに合わせた相談支援が行えるよう、武蔵野市は体制の整備に努める必要があります。

※ヤングケアラーについて P24 の解説参照

（子どもからおとなへの移行支援）

第20条　市は、おとなへと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます。

【解説】

○第20条では、子どもからおとなへと移行する時期の子どもへの支援について規定しています。

○課題や困難をかかえた子どもへの支援は、18歳以上になっても継続する必要があります。本人にとって相談支援が継続的であるよう、次の相談機関につなげていく支援が必要です。

○18歳に達した高校生などの若者が、自信をもって社会で生きていくために、成人期を迎えることに関する必要な相談支援などを行うことも必要です。

○子どもが進学、退学または就労した後も、必要に応じて継続した相談支援を行うことのできる環境整備も必要です。

＜ヤングケアラーってなぁに？＞

「ヤングケアラー」とは、本来おとなが担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもです。

たとえば下の図のようなことを行っている子どものことを言います。

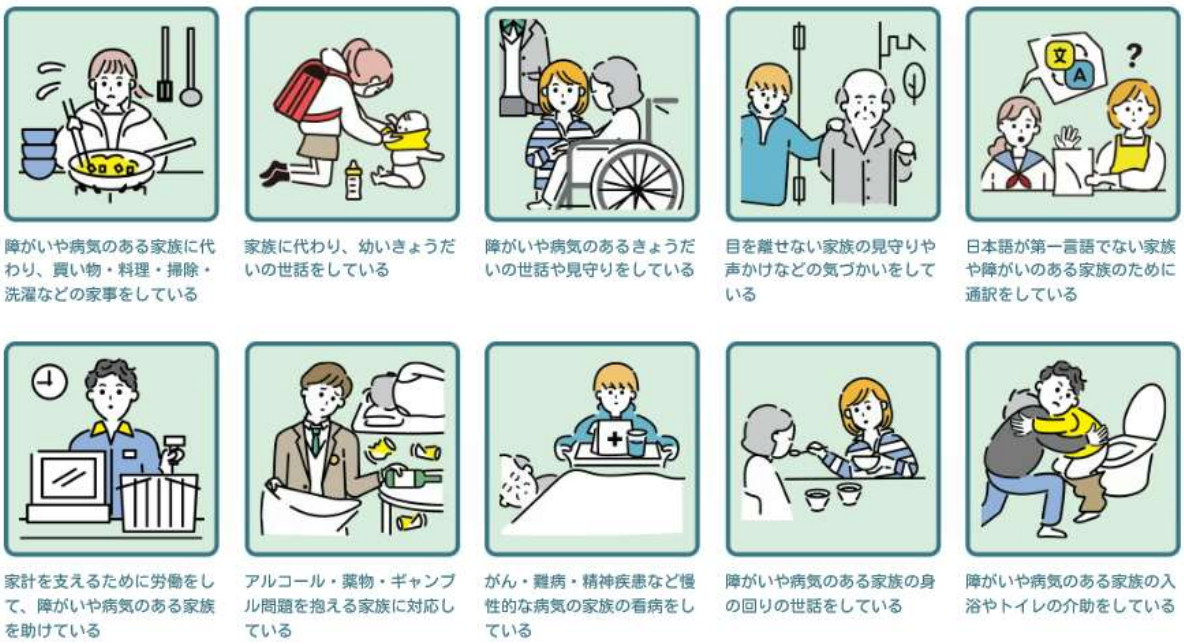

（出典：厚生労働省ホームページ）

第６章　子どもの安全と安心の確保

第６章では、子どもの安全と安心を確保するために、子どもの安全の確保や暴力、虐待および体罰の防止、いじめの防止などについて規定しています。

（子どもの安全）

第21条　市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、市民と協力して子どもの安全の確保に必要な施策を推進します。

２　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが安全に活動を行うことができるよう、環境の整備を行います。

３　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関する事件または事故が発生した場合は、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因の究明と再発の防止に取り組みます。

【解説】

○第21条では、子どもの安全の確保について規定しています。

○武蔵野市は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るための施策を市民と協力して推進します。

○子どもは、日々チャレンジしながら生活を送っています。子どもは、チャレンジして失敗することもありますが、その失敗が大きな事故や怪我につながらないように、環境の整備を行うことが必要です。

○武蔵野市および育ち学ぶ施設の関係者は、もし子どもに関わるような事件、事故が発生したときには、ただちに子どもの命を守り、安全を確保するための対応を取るとともに、原因究明と再発防止に取り組みます。

（暴力、虐待および体罰の防止）

第22条　子どもに対する暴力、虐待および体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

2　市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが暴力、虐待および体罰を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な環境の整備に努めます。

3　市は、子どもに対する暴力、虐待および体罰の防止のため、市民と育ち学ぶ施設の関係者に対し、必要な啓発に努めます。

4　市は、暴力、虐待または体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に支援するため、児童相談所をはじめとした関係機関と協力し、必要な取組を行います。

【解説】

○第22条では、子どもへの暴力、虐待および体罰の防止について規定しています。

○子どもに対する身体的または精神的な暴力、虐待および体罰は、子どもの権利を侵害する行為であり、あってはならない行為です。

○子どもへの暴力は、身体的な暴力だけではなく、いじめ、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、過剰な叱責や心を傷つけるハラスメントなど、精神的な暴力も含まれ、それらはすべて子どもの権利侵害にあたります。

○武蔵野市は、武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例（平成15年12月武蔵野市条例第32号）に基づき、子どもが安心して暮らせる環境を整えます。虐待を未然に防ぐための取組が重要です。

○しつけや教育的指導といった名目で子どもに対して体罰を加えること、また、子どもの心、人格を傷つけるような叱責などを行うことも、子どもへの暴力にあたります。

○ハラスメントは、加害者が、子どもの権利侵害を自覚していないことがあります。そのため、市民（保護者を含む。）や育ち学ぶ施設への適切な啓発が必要です。

○武蔵野市は、子どもへの暴力、虐待および体罰を認めた場合は、手遅れにならないように、迅速に関係機関につなぎ、その子どもにとって最も良い解決策を見いだせるように支援する必要があります。

○子どもへの暴力、虐待および体罰の防止、対応にあたっては、関係機関の連携が十分図られるよう日頃からのネットワークづくりが重要となります。

○武蔵野市は、暴力、虐待および体罰が発生した場合において、加害者となった保護者、市民および育ち学ぶ施設の職員に対して、今後暴力および虐待を繰り返さないための対応を行います。

（いじめの防止）

第23条　いじめは、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

2　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組みます。

3　市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対するいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、被害にあった子どもを守るとともに、いじめをした子どもに対しても必要な支援を行います。

【解説】

○第23条では、いじめの防止について規定しています。

○いじめは、本条例に定める子どもが安心して生きる権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても、いじめをしてはいけないことを規定します。

○いじめとは、子どもに対して、その子どもが在籍する学校に在籍しているなどその子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます（参考：いじめ防止対策推進法第２条）。

○武蔵野市や育ち学ぶ施設は、子どもがいじめを受けることなく、安心して暮らせるような環境を整えるよう努めなければなりません。

○育ち学ぶ施設は、子どもが安心できる場であることが大切です。

○武蔵野市および育ち学ぶ施設は、子どもへのいじめがあった場合、ただちにいじめをとめ、子どもを守らなければなりません。また、いじめを行った子どもに対しても、適切な支援を行うことが必要です。

○武蔵野市および育ち学ぶ施設は、いじめを受けた子どもが、その後の学ぶ権利を侵されないように適切な支援を行うことが必要です。

○武蔵野市および育ち学ぶ施設は、いじめから子どもを守るという視点だけでなく、人権教育の視点から、子ども自身が主体的にいじめについて考え、未然に防ぐために大切なことを話し合い、いじめにつながるような行為を決して許さないという施設内の風土をつくることが大切です。子どもが、人権、自由の相互承認および尊重の感度を高めることにつながることを認識して、権利学習を推進するよう努める必要があります。特に、学校では、保護者および地域とも連携して、いじめ防止授業など子どもへの必要な権利学習、支援を行い、いじめの予防に努めなければなりません。

（武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵野市いじめ防止関係者連絡会）

第24条　市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である武蔵野市いじめ防止基本方針を定めます。

2　市は、法第14条第１項の規定に基づき、武蔵野市いじめ防止関係者連絡会をおきます。

3　武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

【解説】

○第24条では、武蔵野市がいじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、学校でのいじめの防止に関する基本方針を定めることなどを規定しています。

○いじめ防止対策推進法第12条には、「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。」と規定されています。

○また、武蔵野市は、いじめ防止対策推進法第14条第１項の規定に基づき、武蔵野市内小・中学校におけるいじめ防止等、関係する機関および団体の連携を図るため、武蔵野市いじめ防止関係者連絡会をおくことについて規定します。

○いじめ防止対策推進法第14条第１項には、「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。」と規定されています。

○武蔵野市いじめ防止関係者連絡会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

（武蔵野市いじめ問題対策委員会）

第25条　教育委員会は、法第14条第３項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に推進するため、教育委員会の附属機関として、武蔵野市いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」といいます。）をおきます。

２　対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策について必要な事項を調査審議し、答申します。

３　対策委員会は、いじめの防止等のための対策について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができます。

４　対策委員会は、武蔵野市立の小学校と中学校において、法第28条第１項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告します。

５　対策委員会の委員の定数は、10人以内とします。

６　対策委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有する者またはいじめの防止等に関係する機関もしくは団体を代表する者などのうちから教育委員会が委嘱または任命します。

７　対策委員会の委員の任期は２年とし、再任することができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

８　対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

９　前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織と運営に関する必要な事項は、教育委員会が規則で定めます。

【解説】

○第25条では、教育委員会が、市立小・中学校におけるいじめ防止等のための対策の実効的な推進を図るため、いじめ問題対策委員会を設置することについて規定しています。

○いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第３項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置します。

○いじめ防止対策推進法第14条第３項には、「教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」と規定されています。

○本機関には、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることが必要です。

○市立小・中学校で、いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定される重大事態または重大事態と同種の事態が発生した場合には、いじめ問題対策委員会は、その事実関係などについて必要な調査を行い、教育委員会に報告します。

○いじめ防止対策推進法第 28 条第１項に規定される重大事態とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指します。

○重大事態が発生した場合には、教育委員会は、その旨を市長に報告しなければなりません。（いじめ防止対策推進法第30条）

○いじめ問題対策委員会の組織と運営に関する必要な事項は、本条例で定めるもののほか、教育委員会が規則で定めます。

（武蔵野市いじめ問題調査委員会）

第26条　市長は、法第30条第１項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第２項の規定に基づき、市長の附属機関として、武蔵野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）をおきます。

２　調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第１項に規定する調査の結果について、法第30条第２項に規定する調査（以下「再調査」といいます。）を行い、その結果を答申します。

３　調査委員会の委員の定数は、５人以内とします。

４　調査委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有する者で、対策委員会の委員以外の者のうちから市長が委嘱します。

５　委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から再調査が終了する日までとします。

６　調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

７　前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織と運営に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

【解説】

○第26条では、市長がいじめ防止対策推進法第30条第１項の規定による報告を受けた場合に、その報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生を防止するため必要があると認める場合は、第三者的な立場の武蔵野市いじめ問題調査委員会を設置することについて規定しています。

○市長は、必要があると認めるときは、市長の附属機関であるいじめ問題調査委員会を設置して、本条例第25条に規定する武蔵野市いじめ問題対策委員会が行った調査の結果について調査を行うことができます。

○いじめ問題調査委員会が調査を行ったときは、その結果を市議会に報告します。

○いじめ問題調査委員会の委員は、いじめの防止等に関する見識を有するもので、本条例第 25 条に規定する武蔵野市いじめ問題対策委員会の委員以外の者のうちから市長が委嘱します。

○いじめ問題調査委員会の組織と運営に関する必要な事項は、本条例に定めるもののほか、市長が規則で定めます。

第７章　子どもの権利擁護の仕組み

第７章では、子どもの権利が侵害された場合に、侵害された状態から子どもを救ったり守ったりするための仕組みについて規定しています。

（武蔵野市子どもの権利擁護委員）

第27条　市長は、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことを目的とし、市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）をおきます。

２　擁護委員は、子どもの権利を守るため次に掲げる職務を行います。

(1)　子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。

(2)　子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。

(3)　子どもを権利の侵害から救済することを目的として、関係者間の調整を行うこと。

(4)　子どもの権利の保障に関し、市に意見を述べること。

(5)　子どもの権利の擁護に関し、普及啓発を推進すること。

３　擁護委員の定数は、３人以内とします。

４　擁護委員は、子どもの権利について見識を有する者のうちから市長が委嘱します。

５　擁護委員の任期は３年とし、再任することができます。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残任期間とします。

６　市長は、擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるときまたは擁護委員に職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

７　市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

８　市と育ち学ぶ施設の関係者は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力しなければなりません。

９　市民は、擁護委員が行う調査と調整に対して協力するよう努めます。

10　市は、擁護委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。

11　擁護委員は、年度ごとにその活動の内容を市長に報告します。この場合において、報告を受けた市長は、その内容を公表します。

12　擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

○第27条では、武蔵野市子どもの権利擁護委員について規定しています。

○市長は、子どもの権利が侵害された場合に、侵害された状態から子どもを救ったり守ったりすることを目的に、市長の附属機関として、武蔵野市子どもの権利擁護委員（以下「子どもの権利擁護委員」といいます。）をおきます。

○子どもの権利が侵害された場合には、保護者や行政、育ち学ぶ施設や地域などの支援や連携によって、ただちに救済されることが重要ですが、通常の生活の中で権利の侵害を止めることができないとき、第三者的な立場の機関である子どもの権利擁護委員が、子どもの権利を救済することが必要です。

○子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を守り、子どもの最善の利益を尊重することを基本とし、子どもへの相談支援を行います。また、立場や考え方の違う当事者や関係機関に対する必要な調査や調整を行い、権利を侵害されている子どもを救済します。

○子どもの権利を守るためには、個別の事例について救済措置を行うだけでなく、必要に応じて武蔵野市に対して意見を述べることも必要です。

○また、子どもへの権利侵害を防ぐためには、子どもや市民、関係機関に対する、子どもの権利に関する普及啓発が必要です。

○子どもの権利の普及啓発は、権利の侵害を受けた子どもが助けを求めてよいことに気づき、子どもの権利擁護委員に救済を求めるようになることにもつながります。こうした普及啓発の役割を子どもの権利擁護委員が担います。

○子どもの権利擁護委員の定数は３人以内とします。

○子どもの権利擁護委員は、子どもの権利についてよく理解していている人でなければなりません。子どもの権利擁護委員は、子どもの権利についてよく理解しており子どもの権利を守るための職務を遂行できる人に、市長が委嘱します。

○子どもの権利擁護委員の任期は３年としますが、再任し、継続して職務にあたることができます。ただし、任期の途中で別の権利擁護委員に交代した場合は、前任者の残任期間が任期となります。

○子どもの権利擁護委員がその機能を発揮するためには、子どもの権利擁護委員に必要な権限が与えられていることが重要です。

○子どもの権利擁護委員はその性質上、第三者性を尊重されることが重要です。武蔵野市は子どもの権利擁護委員の独立性について、十分尊重します。

○市長は、以下のような理由があると認めるときは、子どもの権利擁護委員を解嘱することができます。理由なく解嘱することはできません。

・子どもの権利擁護委員が心や身体の故障のために職務を行うことができないと認めるとき。

・子どもの権利擁護委員が、職務上やるべきことをやらない、やってはいけないことをやるなどの義務違反がある、その他子どもの権利擁護委員としてふさわしくない非行があると認めるとき。

○武蔵野市や育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利擁護委員が実施する調査や調整活動に協力する必要があります。

○また、市民やその他の関係機関についても、調査、調整活動に協力するよう努める必要があります。

○武蔵野市は、子どもの権利擁護委員から意見を受けた場合には、これを尊重し、必要な措置をとります。

○子どもの権利擁護委員は、独立性が尊重されているため、その活動の内容については、年度ごとに市長に報告をします。報告を受けた市長は、その内容を公表します。

○子どもの権利擁護委員は、子どもから受けた相談支援の内容など職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。子どもの権利擁護委員を辞めた後であっても同じです。

（相談・調査専門員）

第28条　市長は、擁護委員を補佐するため、子どもの権利に係る相談・調査専門員（以下「相談・調査専門員」といいます。）をおきます。

2　相談・調査専門員は、子ども、市民、育ち学ぶ施設の関係者などからの相談に応じ、必要に応じてその内容を擁護委員に報告します。

【解説】

○第28条では、子どもの権利擁護委員を補佐する相談・調査専門員について規定します。

○子どもの権利擁護委員が十分効果を発揮するためには、子どもの権利擁護委員の職務遂行を補佐する常設の相談・調査専門員の設置が必要です。

○一次的に相談を受けるのは、相談・調査専門員の役割になります。相談・調査専門員は、必要に応じてその内容を子どもの権利擁護委員に報告し、対応を検討します。

○子ども、市民、育ち学ぶ施設およびその他の関係機関は、子どもの権利に関することについて、直接、相談・調査専門員に相談することができます。

○子ども自身が、権利侵害について意識していることは必ずしも多くありません。そのため、少しでもつらい、苦しいなど、相談したいことがあれば、相談・調査専門員に直接相談できることを、子どもに十分に周知啓発しておくことが必要です。

（権利擁護に関する必要な事項）

第29条　前２条に定めるもののほか、擁護委員による子どもの権利擁護に関する必要な事項は、市長が規則で定めます。

【解説】

○第29条では、本条例第27、28条に定めるもののほか、子どもの権利擁護委員による子どもの権利擁護が、具体的にどのような手続などにより行われるかについては、市長が別途規則で定めることを規定しています。

第８章　条例の推進体制

第８章では、本条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための推進計画を定めることや推進計画の評価と検証を行うことについて規定しています。

（推進計画）

第30条　市は、この条例に基づき、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

２　推進計画には、子どもプラン武蔵野（市が策定する子どもに係る基本計画をいいます。）を位置付けます。

３　市は、推進計画に基づき施策を実施する際に、必要な調整、目標設定などを行います。

【解説】

○第30条では、子どもに関わる施策を総合的に推進するための計画について規定しています。

○武蔵野市はこれまで、長期計画の子どもに関わる分野別の実施計画として、子どもプラン武蔵野を策定してきました。この子どもプラン武蔵野を、本条例に基づき、子どもに関わる施策を実施するための推進計画として位置付けます。

○武蔵野市は、本条例に基づき、子どもに関わる施策を実施するために必要な調整、目標設定などを行うこととします。

（評価と検証）

第31条　推進計画の実施結果の評価と検証は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例（平成26年９月武蔵野市条例第23号）第３条の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行います。

２　市は、前項の評価と検証のほか、必要に応じて、推進計画の実施結果について子どもと擁護委員の意見を聴きます。

３　市は、第１項の評価と検証の結果と前項の意見について公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

【解説】

○第31条では、子どもに関わる施策を着実に実施するために、推進計画の実施結果の評価・検証方法について規定しています。

○評価・検証の実施主体は、既存の武蔵野市子どもプラン推進地域協議会とします。

○本条例に基づく子ども施策の実施結果の評価・検証においては、条例上の計画、施策や仕組みが実質的に子どもや子どもの現場に届いているのかを確かめることが重要です。

○武蔵野市子どもプラン推進地域協議会で評価・検証を行う際は、必要に応じて、子どもや子どもの権利擁護委員の意見を聴くものとします。

＜推進体制のイメージ図＞

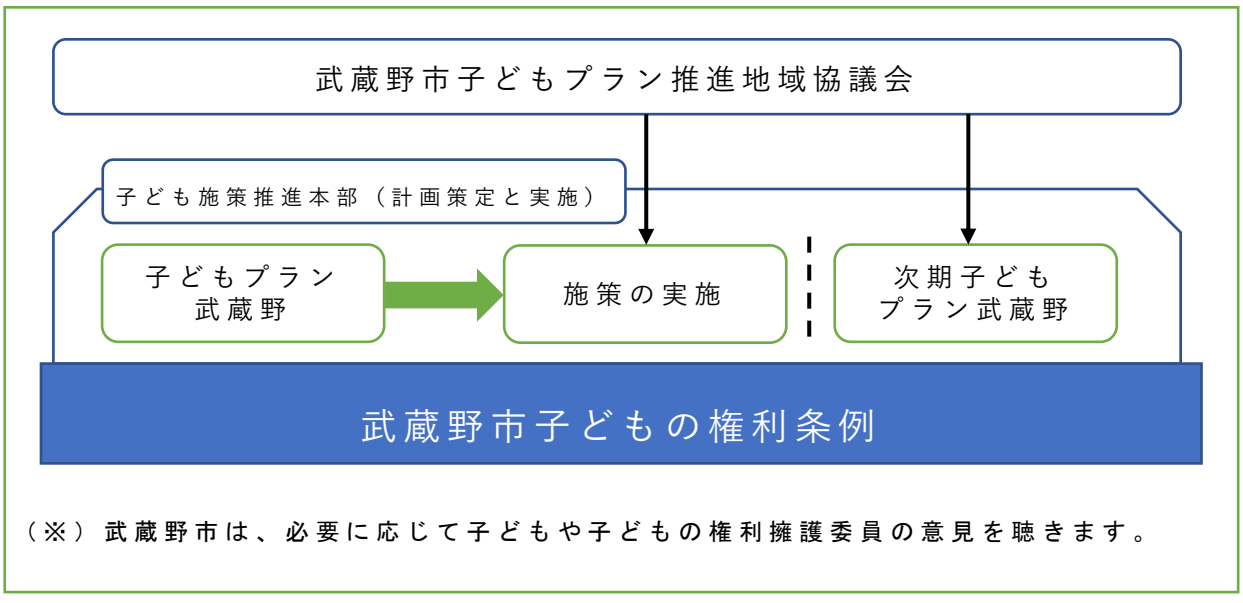

（※）武蔵野市は、必要に応じて子どもや子どもの権利擁護委員の意見を聴きます。

付　則

付則では、本条例の施行期日、本条例に基づく附属機関の委員の報酬等の条例改正について規定しています。

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行します。ただし、第７章の規定は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

2　武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年２月武蔵野市条例第７号）の一部を次のように改正します。

（次のよう略）

【解説】

○本条例の施行期日は、令和５年４月１日からと規定しています。

○ただし、本条例第７章子どもの権利擁護の仕組みの規定については、公布の日から２年以内に規則において施行期日を定めることを規定しています。

○本条例第25条武蔵野市いじめ対策委員会および第26条武蔵野市いじめ問題調査委員会の委員報酬等に関して規定するため、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することを規定しています。

【参考資料】

武蔵野市子どもの権利条例制定までの検討経過および関連する市の取組

日程	内容
令和2年 3月	第五次子どもプラン武蔵野（令和2～6年度）策定 ・事業番号3「子どもの権利条例（仮称）の検討」 「子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、行政や家庭、学校など地域における各々の役割を明確化する、子どもの権利条例（仮称）の制定について、検討を行います。」
令和2年 10月27日	第1回子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議 【議事】 (1)会議の設置について (2)子どもの権利に関する条例について (3)会議の検討事項について
令和2年 11月13日	第1回子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議ワーキング 【議事】 (1)子どもの権利条例について (2)ワーキング検討事項および調査項目について (3)今後の予定について
令和2年 12月25日	第2回子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議ワーキング 【議事】 (1)子どもの権利条例に関する調査結果について (2)子どもの権利擁護機関設置の検討について (3)今後の予定について
令和3年 1月15日	第3回子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議ワーキング 【議事】 (1)子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議での報告事項の検討
令和3年 1月29日	第2回子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議 【議事】 (1)子ども家庭部・教育部合同政策研究実施結果について (2)ワーキング検討結果について (3)今後の検討において前提とすべき事項について (4)令和3年度以降の検討の進め方 (5)その他
令和3年 2月22日	第3回子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議 【議事】 (1)子どもの権利条例（仮称）に関する今後の検討の進め方について (2)会議検討結果報告について
令和3年 5月14日 5月28日 6月1日	子どもの権利に関する公立保育園園内職員研修

日程	内容
令和３年 ５月２７日	◎第１回子どもの権利に関する条例検討委員会 　場所：市役所８１１会議室 【議事】 （１）委員長選出 （２）副委員長選出 （３）武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会について （４）子どもの権利に関する条例について （５）子どもの権利条例（仮称）に関する庁内検討会議（令和２年度） 　検討結果について （６）子どもの権利に関する条例制定に向けた検討の進め方について
令和３年 ６月	青少年問題協議会地区委員会委員委嘱式における子どもの権利に関する講演会 講師：喜多明人氏 （※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため収録した講演会映像をDVDで配布）
令和３年 ６月１６日	子どもの権利に関する市内認可保育園園長研修 講師：近藤幹夫氏／参加者：３４人
令和３年 ７月３日	令和３年度第１回Teensムサカツ実行委員会 ・子どもの権利オークション ・「自分にとって大切な権利とは？」
令和３年 ７月１６日	子どもの権利に関する市立小中学校校長会研修 主催：武蔵野市立小中学校長会／講師：喜多明人氏
令和３年 ７月２０日	◎第２回子どもの権利に関する条例検討委員会　※オンライン開催 【議事】 （１）委員アンケート結果について （２）第１回Teensムサカツ実行委員会について （３）今後の検討作業の進め方について （４）武蔵野市の子ども施策の現状と課題について （５）子どもの権利擁護機関について
令和３年 ８月	「子どもの権利」をテーマとした図書展示（中央図書館）
令和３年 ８月２３日	ワークショップ「子どもの権利ってなぁに？」（小学４～６年生対象） 講師：日本ユニセフ協会／場所：中央図書館３階視聴覚ホール／ 参加者：６人
令和３年 ８月２３日／ ８月２７日	子どもの権利に関する条例検討委員会市内事業視察 【視察先】 （１）武蔵野市若者サポート事業みらいる （２）公益財団法人武蔵野市国際交流協会 （３）武蔵野市立ひと・まち・情報　創造館　武蔵野プレイス （４）特定非営利活動法人プレーパークむさしの
令和３年 ８月２９日	令和３年度第２回Teensムサカツ実行委員会 ・ふだんの生活の中で困ったときや、つらいと感じたときにどうしている？ ・みんなが楽しく過ごせる理想の居場所

日程	内容
令和3年 8月31日～ 9月10日	子どもの権利に関する市立学校アンケート 【概要】 対象者：市立学校（小4～中3）全児童生徒 実施方法：児童生徒に配付されているタブレット端末により 無記名回答 調査者数：4,928 件 回答総数：3,743 件 回答率：76.0%
令和3年 9月29日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員とスクールソーシャルワーカーとの意見交換会
令和3年 9月29日	◎第3回子どもの権利に関する条例検討委員会　※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)委員会視察結果について (3)第2回Teensムサカツ実行委員会について (4)学校アンケートについて (5)第2回委員会での議論における論点の整理 (6)子どもの居場所について
令和3年 9月29日～ 10月20日	子どもの権利に関するWebアンケート 【概要】 対象者：小学生～高校生世代の方 実施方法：市ホームページに掲載したアンケートフォームより 無記名回答 回答総数：32件
令和3年 9月	「季刊むさしの」秋号（ナンバー135）における「子どもの権利に関する条例」関連記事の掲載
令和3年 10月11日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員による本宿小学校6年生を対象としたいじめ予防授業
令和3年 10月17日	令和3年度第3回Teensムサカツ実行委員会 ・大切だと思う権利を考える ・他の自治体の条例を見てみる
令和3年 10月20日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員と子ども・コミュニティ食堂、学習・生活支援事業実施団体との意見交換会
令和3年 11月9日	◎第4回子どもの権利に関する条例検討委員会 場所：市役所802会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討の進め方の整理 (3)第3回委員会までの議論における論点の整理 (4)子ども参加について
令和3年 12月22日	市内の子どもの居場所利用者と子どもの権利に関する条例検討委員会委員長との意見交換

日程	内容
令和３年 12月26日	令和３年度第４回Teensムサカツ実行委員会 ・子どもの参加について「参加のはしご」で考える ・意見を表す権利について考える
令和４年 1月18日	◎第５回子どもの権利に関する条例検討委員会　※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案について
令和４年 2月	武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の策定
令和４年 2月13日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員とTeensムサカツ2022春実行委員との意見交換会
	令和３年度第５回Teensムサカツ実行委員会 ・ワークショップ本番に向けての準備
令和４年 2月14日	地域子ども館　子どもの権利に関する職員研修 講師：喜多明人氏／参加者：64人
令和４年 3月9日	◎第６回子どもの権利に関する条例検討委員会　※オンライン開催 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案のたたき台について
令和４年 3月19日	令和３年度第６回Teensムサカツ実行委員会 ・ワークショップ本番に向けての準備
令和４年 3月29日	中高生世代ワークショップ「Teensムサカツ2022春」 ・子どもの権利に関するワークショップを実施 ①身近な生活の中で「私たちの権利」を考えてみよう ②様々な人との関わりの中で、私たちらしい毎日送るためには・・・ 場所：武蔵野市役所802会議室／参加者：34人
令和４年 4月10日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員とTeensムサカツ2022春実行委員との意見交換会
令和４年 4月12日	◎第７回子どもの権利に関する条例検討委員会 　場所：市役所802会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)条例骨子案（委員会中間報告）について
令和４年 5月11日	令和４年度第１回武蔵野市総合教育会議にて報告 ・武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告について
令和４年 5月13日	市議会文教委員会にて行政報告 ・武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告及び意見募集等について
令和４年 5月	子ども向け広報誌「こどものけんりってなぁに？」第1号発行

日程	内容
令和４年 5月15日～ 6月6日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関するパブリックコメント 〈提出意見数〉 一般　：意見件数561件（83人） 子ども：アンケート回答者996人、自由意見件数881件（649人） その他：意見件数84人 意見件数合計1,614件
	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する市職員アンケート 意見件数：84件（47人）
令和４年 5月21日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する市民意見交換会 場所：武蔵野商工会館市民会議室／参加者（市職員除く）：5人
令和４年 5月22日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する地域フォーラム 主催：西部コミュニティ協議会 場所：西部コミュニティセンター（オンライン併用）／参加者（市職員除く）：47人
令和４年 6月1日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する市民意見交換会 場所：武蔵野市役所412会議室／参加者（市職員除く）：18人
令和４年 6月4日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する市民意見交換会 場所：スイングスカイルーム／参加者（市職員除く）：24人
令和４年 6月4日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する地域フォーラム 主催：吉祥寺東コミュニティ協議会 場所：吉祥寺東コミュニティセンター／参加者（市職員除く）：28人
令和４年 6月4日	子どもの権利に関する条例検討委員会中間報告に関する地域フォーラム 主催：吉祥寺西コミュニティ協議会 場所：吉祥寺西コミュニティセンター／参加者（市職員除く）：23人
令和４年 6月12日	令和４年度第1回Teensムサカツ実行委員会 ・子どもの権利に関する条例委員会中間報告についての意見交換
令和４年 7月	子ども向け広報誌「こどものけんりってなぁに？」第2号発行
令和４年 7月7日	◎第8回子どもの権利に関する条例検討委員会 　場所：市役所412会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後の検討スケジュールについて (3)パブリックコメント等の実施結果について (4)パブリックコメントをふまえた委員会報告書（案）について
令和４年 8月4日	令和４年度第2回Teensムサカツ実行委員会 ・条例前文づくり

日程	内容
令和４年 8月12日	令和４年度第1回武蔵野市子ども施策推進本部子ども・教育 合同部会 【議事】 (1)第五次子どもプラン武蔵野　令和３年度実施状況報告書 (2)子どもの権利に関する条例(仮称)制定に向けた検討について
令和４年 8月15日	子どもの権利に関する条例検討委員会委員長による保育園・幼稚園関係者ヒアリング
令和４年 8月24日	令和４年度第1回武蔵野市子ども施策推進本部 【議事】 (1)第五次子どもプラン武蔵野　令和３年度施策実施状況報告について (2)子どもの権利に関する条例(仮称)制定に向けた検討について
令和４年 8月30日	◎第９回子どもの権利に関する条例検討委員会 場所：市役所８０２会議室 【議事】 (1)各種報告事項 (2)今後のスケジュールについて (3)委員会報告書(案)について (4)委員会の振り返り
令和４年 9月	子ども向け広報誌「こどものけんりってなぁに？」第３号発行
令和４年 9月	子どもの権利に関する条例検討委員会報告書完成
令和４年 9～10月	「子どもの権利」をテーマにした図書展示(中央図書館)
令和４年 10月	武蔵野市子ども・子育て応援月間特設サイト「子ども・子育てを応援するまち　むさしの」に、子どもの権利に関する特集記事を掲載
令和４年 10月2日	令和４年度第３回Teensムサカツ実行委員会 ・条例前文づくり
令和４年 10月14日	令和４年度第２回武蔵野市子ども施策推進本部子ども・教育 合同部会 【議事】 (1)武蔵野市子どもの権利条例(仮称)の素案について (2)今後のスケジュールについて
令和４年 11月1日	令和４年度第２回武蔵野市子ども施策推進本部 【議事】 子どもの権利条例(仮称)素案について
令和４年 11月	武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案公表
	子ども向け広報誌「こどものけんりってなぁに？」第４号発行
令和４年 11月2日	令和４年度第２回武蔵野市総合教育会議にて報告 ・武蔵野市子どもの権利に関する条例(仮称)の検討状況について
令和４年 11月15日	市議会文教委員会にて行政報告 ・武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案及び意見募集等について

日程	内容
令和４年 11月15日 ～ 12月12日	子どもの権利条例（仮称）素案に関するパブリックコメント 〈提出意見数〉 一般：意見件数441件（73人） 子ども：アンケート回答者565人、自由意見件数853件 その他：意見件数334件 意見件数合計1,628件
令和４年 11月16日	武蔵野市子どもの権利条例（仮称） 素案に関する中央コミュニティ協議会説明会 場所：中央コミュニティセンター／参加者（市職員除く）：23人
令和４年 11月18日	武蔵野市子どもの権利条例（仮称） 素案に関する子ども・子育て関係団体説明会 開催方法：オンライン／参加者（市職員除く）：16団体
令和４年 11月19日	武蔵野市子どもの権利条例（仮称） 素案に関する青少年問題協議会地区委員説明会 場所：武蔵野市役所111会議室／参加者（市職員除く）：13人
令和４年 11月22日	武蔵野市子どもの権利条例（仮称） 素案に関する教育・保育関係団体説明会 開催方法：オンライン／参加者（市職員除く）：12団体
令和４年 11月26日	子どもの権利条例（仮称）素案に関する市民意見交換会 場所：武蔵野市民会館集会室／参加者（市職員除く）：18人
令和４年 11月26日	子どもの権利条例（仮称）素案に関する地域フォーラム 主催：吉祥寺東コミュニティ協議会 場所：吉祥寺東コミュニティセンター／参加者（市職員除く）：19人
令和４年 11月29日	子どもの権利条例（仮称）素案に関する市民意見交換会 場所：武蔵野市役所601会議室／参加者（市職員除く）：15人
令和４年 12月3日	子どもの権利条例（仮称）素案に関する市民意見交換会 場所：武蔵野商工会館市民会議室／参加者（市職員除く）：9人
令和４年 12月5日	教育委員会定例会にて武蔵野市子どもの権利条例（仮称） 素案について報告 場所：武蔵野市役所412会議室／出席者：5人
令和４年 12月5日	武蔵野市子どもの権利条例（仮称） 素案に関する関係団体（発達・教育支援等）説明会 場所：武蔵野市役所413会議室・オンライン／参加者（市職員除く）：18団体
令和４年 12月11日	令和４年度第４回Teensムサカツ実行委員会 ・子どもの権利条例（仮称）素案についての意見交換
令和４年 12月15日	きょういく武蔵野　No.149 ・「子どもの権利条例（仮称）制定に向けて　未来を創る　子どもが主役のまちづくり」

日程	内容
令和4年 12月26日	令和4年度第3回武蔵野市子ども施策推進本部子ども・教育合同部会 【議事】 (1)武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案への意見募集等の結果について (2)武蔵野市子どもの権利条例(案)について (3)今後のスケジュールについて
令和5年 1月5日	令和4年度第3回武蔵野市子ども施策推進本部 【議事】 (1)武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案への意見募集等の結果及び今後のスケジュールについて (2)武蔵野市子どもの権利条例(案)について
令和5年 2月12日	令和4年度第5回Teensムサカツ実行委員会 ・ワークショップ本番に向けての準備
令和5年 2月13日	・武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案への意見募集等の結果について公表
令和5年 2月20日	・武蔵野市子どもの権利条例案を令和5年第1回市議会定例会に提出
令和5年 2月	子ども向け広報誌「こどものけんりってなぁに？」第5号発行
令和5年 3月2日	令和4年度第3回武蔵野市総合教育会議にて報告 ・武蔵野市子どもの権利条例(仮称)素案への意見募集等の結果について
令和5年 3月6日	市議会文教委員会 武蔵野市子どもの権利条例議案審査
令和5年 3月13日	市議会本会議 武蔵野市子どもの権利条例議案審議　可決(賛成多数)
令和5年 3月19日	令和4年度第6回Teensムサカツ実行委員会 ・ワークショップ本番に向けての準備
令和5年 3月22日	武蔵野市子どもの権利条例公布
令和5年 3月29日	Teensムサカツ2023春(ワークショップ本番) テーマ:子どもの権利が尊重されるまちを目指して／参加者:62人
令和5年 4月1日	武蔵野市子どもの権利条例施行

武蔵野市子どもの権利条例　逐条解説

発　　行　　令和５年8月
発 行 者　　武蔵野市
　　〒180－8777 武蔵野市緑町2－2－28
編　　集　　武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課